

寿老苑ショートステイ ご利用料金の目安

事業所番号: 2374900724

令和6年8月1日 現在

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) <併設 ユニット型個室>

<地域区分 6 等級 10.33>

*基本ご利用料金表 (1日あたり・単位円)

項目 要介護度	介護保険利用料金				他の利用料金		自己負担額合計額				
	サービス利用料	夜勤職員配置加算Ⅱ	サービス体制強化加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ・Ⅳ	居住費	食費	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
要支援1	546	18	6	I 4 IV 1 23			第4段階 2,066 1,445	4,057	3,216	2,916	2,026 1,726
要支援2	677						第3段階② 1,370 1,300	4,188	3,347	3,047	2,157 1,857
要介護1	727						第3段階① 1,370 1,000	4,289	3,448	3,148	2,258 1,958
要介護2	797						第2段階 880 600	4,359	3,518	3,218	2,328 2,028
要介護3	874						第1段階 880 300	4,436	3,595	3,295	2,405 2,105
要介護4	948							4,510	3,669	3,369	2,479 2,179
要介護5	1019							4,581	3,740	3,440	2,550 2,250

*別途介護保険利用料金合計額に介護職員等処遇改善加算Ⅱ (13.6%) が加わります。

*30日を超えて短期入所生活介護を利用する場合は、1日につき31円の減額される場合があります。

*食事料金表 (1食あたり・単位円)

	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	335	480	150	480	1,445

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分(世帯全員)	対象者	預貯金要件(夫婦の場合)
第1段階	市民税 非課税	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1000万以下(2000万円)
第2段階	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万以下	650万円以下(1650万円)
第3段階①	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万超120万以下	550万円以下(1550万円)
第3段階②	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が120万超	500万円以下(1500万円)
第4段階	市民税 課税	世帯に課税者がいる場合・本人が市町村民税者	

減額制度の手続きの詳細は市区町村役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

1) 介護保険・介護予防利用料金

* 基本ご利用料金表に含まれる利用料金

項目	加算単位	料金	内容
送迎	片道につき	190	利用者に対して送迎を行った場合
療養食加算	1食あたり	9	病状に応じて、医師より治療食の提供が必要とされ、治療食を提供された場合
* サービス体制強化加算Ⅲ	1日あたり	6	常勤職員が75%以上配置されている場合
* 看護体制加算Ⅰ・Ⅳイ	1日あたり	4・23	常勤看護師を1名以上配置及び1名を加えた数の配置
* 夜勤職員配置加算Ⅱ	1日あたり	18	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合(要介護1~5までの方対象)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体	13.6%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
看取り連携体制加算	1日あたり	66	看取り期における対応方針を決め、当該方針の同意を得た場合。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1ヶ月あたり	10	介護サービスの質の確保、見守り機器の導入を行った場合。

2) その他の利用料金

項目	加算単位	料金	内容
* 居住費	1日あたり	2,006	室料などの費用(入院時の室料)
* 食費	1日あたり	1,445	食材料及び調理費用
電気代	1製品1日あたり	55	対象電気製品を個人で使用される場合
特別な食事代	1回あたり	実費	特別な希望に基づくメニューや食材費
理美容代	1回あたり	実費	理美容を行った場合
教養娯楽費			クラブ活動や行事の材料費など
写真代	1枚当たり	実費	希望される写真を購入される場合。
日用品費	—	実費	希望される日用品を購入される場合
コピー代	1枚あたり	22	書類複写を希望される場合

寿老苑ショートステイ ご利用料金の目安(2割)

事業所番号: 2374900724

令和6年8月1日 現在

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) <併設 ユニット型個室>

*基本ご利用料金表 (1日あたり・単位円)

<地域区分 6等級 10.33>

項目 要介護度	介護保険利用料金				その他の利用料金		自己負担額合計額 (概算)
	サービス 利用料	夜勤職員 配置加算Ⅱ	サービス体制 強化加算Ⅲ	看護体制加算 Ⅰ・Ⅳ	居住費	食費	
要支援1	1,092						4,603
要支援2	1,355						4,866
要介護1	1,454						5,069
要介護2	1,594						5,209
要介護3	1,749						5,364
要介護4	1,896						5,511
要介護5	2,039						5,654

*別途介護保険料金合計額に介護職員等処遇改善加算Ⅱ(13.6%)が加わります。

*30日を超えて短期入所生活介護を利用する場合は、1日につき31円の減額される場合があります。

*食事料金表 (1食あたり・単位円)

	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	335	480	150	480	1,445

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分(世帯全員)	対象者	預貯金要件(夫婦の場合)
第1段階	市民税 非課税	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万以下(2,000万円)
第2段階	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万以下	650万円以下(1,650万円)
第3段階①	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万超120万以下	550万円以下(1,550万円)
第3段階②	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が120万超	500万円以下(1,500万円)
第4段階	市民税 課税	世帯に課税者がいる者・本人が市町村民税課税者	

減額制度の手続きの詳細は市区町村役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

1) 介護保険・介護予防利用料金

* 基本ご利用料金表に含まれる利用料金

項目	加算単位	料金	内容
送迎	片道につき	380	利用者に対して送迎を行った場合
療養食加算	1食あたり	17	病状に応じて、医師より療養食の提供が必要とされ、療養食を提供された場合
* サービス体制強化加算Ⅲ	1日あたり	12	常勤職員が75%以上配置されている場合
* 看護体制加算Ⅰ・Ⅳ	1日あたり	8・47	常勤看護師を1名以上配置及び1名を加えた数の配置
* 夜勤職員配置加算Ⅱ	1日あたり	37	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合(要介護1~5までの方対象)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体	13.6%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
看取り連携体制加算	1日あたり	132	看取り期における方針を決め、当該方針の同意を得た場合。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1か月あたり	20	介護サービスの質の確保、見守り機器の導入を行った場合。

2) その他の利用料金

項目	加算単位	料金	内容
* 居住費	1日あたり	2,006	室料などの費用(入院時の室料)
* 食費	1日あたり	1,445	食材料及び調理費用
電気代	1製品1日あたり	55	対象電気製品を個人で使用される場合
特別な食事代	1回あたり	実費	特別な希望に基づくメニューや食材費
理美容代	1回あたり	実費	理美容を行った場合
教養娯楽費			クラブ活動や行事の材料費など
写真代	1枚当たり	実費	希望される写真を購入される場合。
日用品費	—	実費	希望される日用品を購入される場合
コピー代	1枚あたり	22	書類複写を希望される場合

寿老苑ショートステイ ご利用料金の目安(3割)

事業所番号: 2374900724

令和6年8月1日 現在

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護) <併設 ユニット型個室>

*基本ご利用料金表 (1日あたり・単位円) <地域区分 6等級 10.33>

項目 要介護度	介護保険利用料金				その他の利用料金		自己負担額合計額 (概算)
	サービス 利用料	夜勤職員 配置加算Ⅱ	サービス体制 強化加算Ⅲ	看護体制加 算Ⅰ・Ⅳ	居住費	食費	
要支援1	1,639						5,150
要支援2	2,032						5,543
要介護1	2,181						5,848
要介護2	2,392						6,059
要介護3	2,624						6,291
要介護4	2,844						6,511
要介護5	3,058						6,725

*別途介護保険利用料金合計額に介護職員等処遇改善加算Ⅱ(13.6%)が加わります。

*30日を超えて短期入所生活介護を利用する場合は、1日につき31円の減額される場合があります。

*食事料金表 (1食あたり・単位円)

	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	335	480	150	480	1,445

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分(世帯全員)	対象者	預貯金要件(夫婦の場合)
第1段階	市民税 非課税	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税である老齢年金受給者	1000万以下(2000万円)
第2段階	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万以下	650万円以下(1650万円)
第3段階①	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万超120万以下	550万円以下(1550万円)
第3段階②	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が120万超	500万円以下(1500万円)
第4段階	市民税 課税	世帯に課税者がいる者・本人が市町村民税課税者	

減税制度の手続きの詳細は市町村役所の介護保険窓口にお問合せ下さい。

1) 介護保険・介護予防利用料金

* 基本ご利用料金表に含まれる利用料金

項目	加算単位	料金	内容
送迎	片道につき	570	利用者に対して送迎を行った場合
療養食加算	1食あたり	25	病状に応じて、医師より治療食の提供が必要とされ、治療食を提供された場合
* サービス体制強化加算Ⅲ	1日あたり	18	常勤職員が75%以上配置されている場合
* 看護体制加算Ⅰ・Ⅳ	1日あたり	12・69	常勤看護師を1名以上配置及び1名を加えた数の配置
* 夜勤職員配置加算Ⅱ	1日あたり	54	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合(要介護1~5までの方対象)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体	13.6%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
看取り連携体制加算	1日あたり	198	看取り期における方針を決め、当該方針の同意を得た場合。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1か月あたり	30	介護サービスの質の確保、見守り機器の導入を行った場合。

2) その他の利用料金

項目	加算単位	料金	内容
* 居住費	1日あたり	2,006	室料などの費用(入院時の室料)
* 食費	1日あたり	1,445	食材料及び調理費用
電気代	1製品1日あたり	55	対象電気製品を個人で使用される場合
特別な食事代	1回あたり	実費	特別な希望に基づくメニュー・食事費
理美容代	1回あたり	実費	理美容を行った場合
教養娯楽費			クラブ活動や行事の材料費など
写真代	1枚当たり	実費	希望される写真を購入される場合。
日用品費	—	実費	希望される日用品を購入される場合
コピー代	1枚あたり	22	書類複写を希望される場合